

令和6年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	令和6年3月14日(木)	開会 午後2時07分	閉会 午後3時30分	
2 招集場所	本庁舎 306会議室			
3 出席委員等	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 代 理 長	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子	委 員	早 坂 正 年
4 欠席委員	なし			
5 傍聴者	なし			
6 事務局職員出席者	教 育 部 長	三 浦 利 之	教 育 部 参 事	菅 原 栄 治
	教 育 総 務 課 長	小 野 寺 晴 紀	学 校 教 育 課 長	大 場 宏 昭
	生 涯 学 習 課 長 兼 室 長 兼 館 長	古 内 康 悦	文 化 財 課 長	横 山 一 也
	地 域 交 流 セ ン タ ー 長	高 橋 和 広	図 書 館 長	高 橋 誠 明
	学 校 教 育 課 副 参 事	畑 中 智		
7 書 記	教 育 総 務 課 長 補 佐	久 本 裕	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長	高 橋 香
8 議 事	専決処分報告	人事案件について		
	議案第4号	人事案件について		
	議案第5号	大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第6号	大崎市子どもの心のケアハウス事業実施要綱の一部を改正する告示		
	議案第7号	大崎市社会教育関係団体等バス借上料補助金交付要綱		
	議案第8号	大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則		
	議案第9号	大崎市教育委員会車両整備管理規程の一部を改正する訓令		
	議案第10号	第2次大崎市スポーツ推進計画の見直しについて		
	議案第11号	大崎市休日部活動地域移行モデル事業について		
	議案第12号	大崎市地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第13号	大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則		
	追加議案 議案第14号	大崎市スポーツ推進委員の委嘱について		
	報告事項	令和6年度学校教育の重点と努力点について		
	報告事項	「チャレンジday」の実施について		
	報告事項	大崎市教育委員会「教職員の働き方改革に関する取組方針」第3次案		
報告事項	宮城県教育委員会「教職員の働き方改革に関する取組方針」(令和5～9年度)			
報告事項	【取り下げ】教育委員会メッセージ～学校の働き方改革の推進にあたって～			

教育長	<p>ただいまから、令和6年第3回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。</p>
教育長	<p>はじめに、令和6年第2回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
教育長	<p>ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p>
教育長	<p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>佐藤委員、お願いいたします。</p>
教育長	<p>本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
教育長	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>教育長報告を申し上げます。</p> <p>はじめに、3月1日に大崎市民会館で開催いたしました「令和5年度大崎市教育委員会表彰式」について、御報告いたします。</p> <p>この表彰式では、教育設備の拡充等のために多大なる寄附をいただいたことに対し、14の個人、団体に感謝状を贈呈し、さらにはスポーツ及び芸術文化等の面において県大会優勝レベル以上のめざましい成績を収めるなど、市内小・中学生の個人や団体に対し青少年功績者表彰として346名に表彰状を授与いたしました。教育委員の皆さまにも、御多忙にもかかわらず、御出席いただきましたことに、この場をお借りしまして、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>次に、教育委員みなさまにも御出席いただきました中学校・義務教育学校の卒業式については感動や感謝の中で無事挙行できました。幼稚園の修了式及び小学校の卒業式につきましては、9日から19日にかけての挙行となっております。次に、今年度から「県教委Web長なわ跳び大会」を活用した大崎市「長なわ跳び大会」について御報告いたします。</p> <p>今年は、雪が少なく、校庭で元気に声をかけあい活動する姿が見られました。この大会は、11月27日から2月16日までの期間で開催しており、参加人数によってカテゴリー分けされる3部門において表彰いたしました。26人以上の部では古川五小6-1チームが、10人から25人の部では敷玉小4-1チームが、9人以下の部では松山小6-1チームが優勝し、教育長杯としてトロフィーを贈呈いたしました。また、参加児童の体力向上及び、よりよい学級もしくは集団づくりにつながったところには奨励賞を贈呈したところです。</p>

今後とも、児童の健闘を称える大会として、仲間意識の醸成、一体感を持ったよりよい人間関係づくりにもつながっていきます。次年度以降もこの時期に開催したいと考えております。

次に、令和5年度大崎地方青年文化祭「おおさき万博」について御報告いたします。

宮城県教育委員会のほか大崎地域の各教育委員会が主催となり、2月4日に色麻町農村環境改善センターを会場に開催しました。大崎地域のNPO等の団体や、また中学生・高校生を含む青年がSDGsの取り組みやそれぞれのテーマに係る取り組みについて発表しました。次代を担う青年が交流を深め、将来の豊かな地域づくりに繋がる機会となりました。

次に、みらい子育てネットおおさきと大崎市教育委員会が主催し、大崎市家庭教育支援チーム「チームおおさき」が運営を担いました、家庭教育支援・親学びサロンに係る「あきらちゃんとマッチョくん バレンタインコンサート」について御報告いたします。

2月10日に図書館多目的ホールを会場において、未就学児とその保護者を対象にコンサートを開催いたしました。当日は、子ども39名、大人38名の計77名が参加し、「ラーメン体操」を含む歌やダンス、トークで盛り上がり、親子でいっしょに楽しむ様子が見られました。

次に、3月2日、3日に開催いたしました「第1回あすもまつり」について御報告いたします。

まつりに先立ち3月1日に開催された「第1回あすもまつり前夜祭六華亭遊花落語会」では、訪れた184人の皆様が、東北弁で語られる話芸に酔いしれました。

まつり初日には、スポーツ系団体や音楽系団体によるステージ発表で、26団体378人の出演があり、また、2日間を通じてセンター2階を会場に9団体18人による絵画や俳句、工作など300点もの作品展示が行われ、様々なジャンルの発表に、会場のあちらこちらに笑顔の花が咲きました。

次に、寄附金の寄贈について御報告いたします。

3月7日に古川中里の「一般財団法人 佐藤病院」様から、図書購入費として100万円を御寄贈いただきました。

この寄附金は、理事長である佐藤重行(しげゆき)様の、地域力を育むためには図書館資料の充実が重要であるという思いから、旧古川市時代の昭和52年度から継続して御寄贈いただいているもので、図書館では寄附金を活用して医療などの専門的な図書とともに、一般書や児童書といった幅広い分野の図書などを整備させていただいております。

最後に、2月14日から3月5日まで行われました令和6年第1回大崎市議会定例会について御報告いたします。

予算特別委員会では、新年度予算を審議いただき、教育委員会としての方針や対応について、丁寧に御説明申し上げ、承認をいただいたところでございます。

本日の委員会では、各関係規則等の改正及び人事案件に関する議案などを提出いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で教育長報告を終わります。

教育長

ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

教育長	それでは、質疑がないものと認め、教育長報告につきましては、以上とさせていただきます。
教育長 教育長	それでは、専決処分報告及び議事に入ります。 専決処分報告「人事案件について」及び議案第4号「人事案件について」は、関連がありますので一括して、報告、議題といたします。
青沼委員	発議。
教育長	発議がございましたので、認めます。
青沼委員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、専決処分報告及び議案第4号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
教育長	お諮りいたします。 専決処分報告及び議案第4号について、秘密会とすることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
教育長	ご異議なしと認め、専決処分報告及び議案第4号及びについては秘密会といたします。 教育部長，教育部参事，参事兼教育総務課長，参事兼生涯学習課長を除き、そのほかの方々のご退室願います。
	暫時休憩します。
	(退出者入場後，再開)
教育長	それでは、再開いたします。
教育長	それでは、 日程第2 議案第5号「大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。 教育総務課長 説明願います。
教育総務課長	はい。それでは議案第5号、大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。 3ページから5ページとなります。まず初めに内容でございますので、4ページの方を見ていただくとわかりやすいと思います。一部の改正内容でございますが、大崎市学校給食センター条例施行規則では、別表に規定しております、まず、大崎市岩出山学校給食センターの対象校に大崎市立川渡小学校を追加することでございます。 次に、別表でございますが、今般の休園に伴いまして、大崎市立ゆめのさと幼稚園，大崎市立にじの子幼稚園，大崎市立鹿島台第1幼稚園を削ることでございます。

<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>次に5ページの方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>大崎市学校給食費に関する条例施行規則では、まず別表に規定する学校給食費につきましては、まず実施した学校からというところで、先ほどの休園に伴いますのと同じように、大崎市立にじの子幼稚園、大崎市立ゆめのさと幼稚園、大崎市立鹿島台第1幼稚園を削るものでございます。</p> <p>あわせて、大崎市立川渡小学校の給食費、1食単価を287円。これは岩出山学校給食センターの単価に改めるものでございます。</p> <p>また5ページの上段の方になるんですが、給食費の特例でございます。これまで学校給食費につきましては、令和5年度の給食費見直しの際に、従前の額を据え置く措置を講じておりましたが、6年度についても継続して据え置き措置を講じるものでございまして、必要な要綱の改正となるものでございます。</p> <p>ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>続きまして、日程第3 議案第6号「大崎市子どもの心のケアハウス事業実施要綱の一部を改正する告示」を議題といたします。</p> <p>学校教育課長 説明願います。</p> <p>議案第6号「大崎市子どもの心のケアハウス事業実施要綱の一部を改正する告示」につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>大崎市子どもの心のケアハウス事業実施要綱の主な改正理由につきましては、ケアハウスの業務のうち、従来の早期学校復帰を図るための支援を行う「適応サポート機能」の名称を県の補助金実施要綱上の名称に合わせ、社会的自立や学校復帰を図るための支援を行う「自立サポート機能」としております。</p> <p>また、令和5年度をもって「大崎けやき教室」が廃止されることに伴い、その機能をケアハウスへ集約し、来所型学習支援に重点を置いた組織の再編を図り、児童生徒や保護者の学習不安の解消に努めることとしております。</p> <p>なお、今回の具体的な改正点につきましては、新たに「チーフコーディネーター」という役職を設けるとともに、その業務内容を明記したほか、先ほど申しあげました県の補助金交付要綱上の名称に合わせたケアハウスの機能及び利用対象となる児童生徒の範囲について改正を行っているところでございます。以上、議案第6号の提案説明といたしますが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。</p>

青沼委員	先ほどの説明で、けやき教室の分の来所の分をこれを兼務するというように考えていいわけですね。
学校教育課長	はい。今回けやき教室のこれまでの機能、今青沼委員もおっしゃってたこの機能を改めてこのケアハウスの中に集約するという形なので、それらの人員も含めて改めて、従来のコーディネーター、この体制をまた強化しながら、チーフコーディネーターを上置きながら、スーパーバイザーのサポート役と、これまでのコーディネーターの統括的な役割を持つチームを置いて、改めてこの来所型の学習支援の強化を図るものでございます。
青沼委員	もう一つ。マンパワー的にはプラスマイナスのマンパワー的なものはどうなってんのかな。
学校教育課長	はい。これまでの人員配置ですとスーパーバイザーが2名、コーディネーターが1名という形ですね。あとそれに県のスクールソーシャルワーカー等々でございますけれども、まずスーパーバイザー2名とチーフコーディネーター1名という形の体制から、改めてスーパーバイザーが1人に改めてこのチーフコーディネーター1人を置きました。あとコーディネーターをさらにこの3人という形で、実質コーディネーター的なところは、チーフコーディネーター1人と、コーディネーター3名の4名。それにあと全体的な統括のスーパーバイザーが1人いる。計5人の体制で行っていきたいと考えております。
教育長	あわせてスクールソーシャルワーカー、今までどおり3名で。それからそれに加えて、スクールカウンセラーを学校兼務みたいな形でこれから配置をしていく予定であります。
学校教育課長	なお昨年からリースクールとの連携というところでケアハウスから派遣するという方式をとって、岩出山のリースペース道の方に派遣しているという形です。
青沼委員	もう一つ今の話が出ちゃったんで、リースクール岩出山にそっからやってるのは去年も話してて、1人分っていうか、早坂憂議員が、リースクールを立ち上げたんですね。新聞載ってましたからね。あそこにはどうこうとかっていうのは、逆に向こうからどうこうっていうのは、ニーズとかも来ていないのかどうかをお話してください。
学校教育課長	はい。先日、早坂議員もいらっしゃったときに、新たに開設したリースクールですか、まだ利用者はいらっしゃらないということをおっしゃってました。なおこのケアハウスの中から派遣するような支援員のような派遣的な部分ですね、そういったところは当初岩出山の道に派遣する際も、運用の中で、支援員の資格的な部分も、臨床心理士みたいな形で派遣するんですけど、実際に塾の経営的な部分でのリースクールに支援するのかっていう部分では、やはりこれまでの従来のNPO法人っていうか、ああいった道さんのようなリースペースに支援するという方向性はあるんですけど、具体的に何かしらご支援の要望等は来ているところではございません。

青沼委員

もう一つだけすいません。先日さつき青年文化祭で道の高橋さんとちょっと話をしてて、プロマイドっていうかあれ見たら、これずっと大事なことだと思うんですが県でもそうだしそういうフリースクールの基本理念の中に学校復帰とか、そういうのは考えてないって考えなんですよ。完全に独立して学校に戻すというためのものではない。

ここが私どもの教育委員会としても出してるもんだから、ちょっと気になってはいたんですが、実は親の願っていうのは、そこまで達観した親がいれば、いいですよ。そうではなくて、親の願いを聞くとそこに入った親御さんとも何度か話したことがあるので、やっぱり普通って言い方がどれが普通かは別になるんでやめておきますけど、やっぱり中学校に戻って通常の学習に参加してもらいたいっていう願いをお持ちになってる方の方が多いようなんですね。

ここはこちらで支援をしてさつき言ったように気をつけてるんで、そこをきちっと法として持ってないと考えを持ってないといけないんじゃないかなと思うんです。

フリースクールの基本理念も今若見さんが言ったように、うんって受け入れた人はそれでいいんです。

あとは個人の意見としては、社会復帰というのは学校じゃなくて、そこをどう考えるかっていうのは、大きな見方でやんなきゃいけないんですけども、でもやっぱり、どうやって生きていくのって生きる力になったときには、誰かが支援しないととか、自立してやって集まって簡単に言うと、自立できるかできないかっていうのが学校に行かなくてもいいよ、でも自立できるかできないか将来に向けて、ここは責任あるんじゃないかなと、支援する方の立場からここをしっかりと押さえておかないと、教育委員会では、そこに支援してましたねっていう事実は残ってますので、気をつけていかないと。

例えば、栗駒のあそこにもフリスクあったと思うんですがああいうところはもう完全に社会とは、離れて、それでも生きていけるっていうのでやってるわけで、その違いが結構ポイントになるんじゃないかなと思ったんで、配慮してほしい私達は持つべきかなと思ったんでお話し申し上げました。以上です。

教育長

フリースクールは高清水とか三本木とかあるので、その皆さんとも連携をとって、会議も開かせていただきながらやっております。その中で支援をしながら、より深い形では岩出山の方にご支援くださいという了解のもとにやっております。ということで学習支援に関わる場所での支援と、それから大きくプラス心のケアという、そういうところでの支援というところで、特に岩出山の道さんとは連携を深めさせていただいてやっているのが現状であります。

それから早坂憂議員も立ち上げたので、その話し合いの中には加わっていただきながら、今後は連携をとっていきたいと思っております。

なお、いろんな考えが今話が出たようにあるので、その辺は会議の中でいろいろ検討させていただきながら、支援のあり方も模索していきたいと思っております。

	<p>それでは、よろしいでしょうか。これについては、けやき教室をケアハウスのところに合体するような形での対応になりますということで、ご了承いただければと思います。</p> <p>原案の通り決定させていただきます。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>次に、日程第4 議案第7号「大崎市社会教育関係団体等バス借上料補助金交付要綱」を議題といたしますが、本議案につきましては、日程第5、議案第8号、日程第6、議案第9号の議案と関連がございますので、これら議案を一括して議題といたします。</p> <p>生涯学習課長 説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>私から、議案第7号「大崎市社会教育関係団体等バス借り上げ料補助金交付要綱」について、並びに議案第8号「大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則」について、併せて議案第9号「大崎市教育委員会車両整備管理規程の一部を改正する訓令」について一括して提案理由をご説明させていただきます。</p> <p>初めに第7号「大崎市社会教育関係団体等バス借り上げ料補助金交付要綱」についてですが、現行の社会教育バスの運行を、社会教育団体等への補助事業への切り替えることに伴い、交付要綱として、対象団体や交付要件、申請手続きなどを定めるものです。</p> <p>制度の概要といたしましては、社会教育団体や地域関係団体が民間の貸し切りバスを利用した研修などを行うにあたり、バス料金の一部を補助するもので、1回の補助額が7万円以下場合は年度内2回まで利用でき、7万円を超える場合は年度内1回の利用となりまして、その場合は補助上限10万円ということになります。</p> <p>8ページから11ページまでが本文となっており、12ページ以降は別表と申請様式となっております。</p> <p>次に22ページ議案第8号「大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則」についてですが、議案第7号の新制度が始まることに伴い、現行の社会教育バスの制度がなくなりますので、「大崎市教育委員会行政組織規則」第9条より「社会教育バスの運行管理に関すること」を削除するほか、「大崎市社会教育バスの利用に関する規則」を廃止するものです。</p> <p>最後に議案第9号「大崎市教育委員会車両整備管理規程の一部を改正する訓令」についてですが、こちらも現行の社会教育バス制度の廃止に伴う改正であり、第1条本文中の「社会教育バス及び」という文言を削除するものです。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。この件についての質疑を求めます。よろしく願います。</p>
若見委員	<p>はい、お伺いいたします。今回のバスなんですけれども、これは地域とか行先に限定はあるんですか、大崎市内とか。</p>

生涯学習課長	<p>今回の改正の大きなポイントといたしましては、これまで社会教育バスの課題として挙げられておりました、予約がしづらい取りづらいというお話と、あとは出発時間、あとは帰庁時間のとか1日の走行距離数の制限とかがあって使いづらいといったお話がございました。それを今回は補助事業にすることによってそういったものを撤廃して遠くまで行ってもいいですけども、補助金としてはこれぐらいですというような制度に変えたものでございます。そういった仕様に関する制約というのは、基本的には車両の半分は乗ってほしいという以外は特に大きなものは設けておりません。</p>
教育長	<p>いろんなバス会社に直接お願いをするということで、むしろ使い勝手は良くなるように思いますので、良くなるようだよってということで、細かいところは生涯学習課に問い合わせしてというような話をさせていただければありがたいと思います。</p>
教育長	<p>はい。よろしいでしょうか。 それでは議案の第7号から第9号までの各議案につきまして原案の通り決定させていただきます。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>次に、日程第7 議案第10号 「第2次大崎市スポーツ推進計画の見直しについて」を議題といたします。</p>
	<p>生涯学習課長 説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>議案第10号「大崎市スポーツ推進計画」の見直しについて、ご説明いたします。 別添の資料1をご覧ください。 第2次大崎市スポーツ推進計画につきましては、大崎市総合計画と整合を図り、大崎市生涯学習推進計画の個別計画として、令和2年に10年の計画期間で策定されており、令和6年度に5カ年目を迎えることから、策定以降の社会環境の変化や新たに発生した課題などを考慮し中間での見直しを行うものです。 資料の3ページ目のスケジュールを御覧ください。庁内での協議やスポーツ推進審議会、市議会、パブリックコメントなど、様々な意見をいただく場を設定しており、概ねこのスケジュールに沿って見直しを進めてまいります。本委員会には、素案や中間案、最終版が出来た段階でご報告させていただき、その都度ご意見をいただく機会を設けたいと考えております。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>この件について何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p>
教育長	<p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、日程第8 議案第11号 「大崎市休日部活動地域移行モデル事業について」を議題といたします。</p>
	<p>生涯学習課長 説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>議案第11号「大崎市休日部活動地域移行モデル事業について」提案理由をご説明いたします。</p>

別紙の資料2の方を御覧いただきたいと思います。

学校における休日の部活動を地域の活動へ移行することを推進するため、既に休日の活動を顧問が不在でも活動できている団体を対象としたモデル事業を実施し、他の種目や団体の地域活動を推進するものです。

モデル事業の概要ですが、原則として国のガイドラインを考慮し、土日いずれかの3時間以内の活動とし、指導者に対し基準を設け謝礼金を支払うものです。同一週末に部活動は行わないが、モデル事業とは別に地域の受け皿となる各地域団体が活動することは妨げないものと考えています。

令和6年2月から3月にかけて受け皿となる関係団体と16回ほど意見交換会を実施しており、18団体ほどが事業参加に前向きな姿勢を示していただいております。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

教育長 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

教育長 次に、日程第9 議案第12号 「大崎市地域交流センター条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

地域交流センター長 説明願います。

センター長 大崎市地域交流センター条例の一部改正に伴いまして、本規則に定められた様式の一部を修正する改正を行うようになっております。趣旨といたしまして、これまで利用時間区分が午前午後夜間という区分でしたが、4月から1時間単位の申請の時間が使えるということで変更になりますことから、当該部分の表記を修正するとともに、開館の実態に合わせた文言等の改正を行うものと、また公民館等の運用に合わせまして、利用許可に係る申請書および決定通知書、これまで複写式を利用させていただいたんですが、紙で写しを取るような形で変更させていただくということで、使用許可変更取消許可申請書および許可書の様式を受共通の書式に統合させていただくということになります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

教育長 はい。ただいまの説明に対しまして、これもまた何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

青沼委員 時間単位になるという考え方でなんですか。貸借については。例えば午前中、午後からではなくて、午前中の9時から11時までというか時間当たりいくらというふうになるわけですね。

センター長 おっしゃる通りで、これからは、9時から、もう1時間単位で、地域で例えば9時から、今おっしゃった11時まで、11時から12時、という形で時間単位も使えますし、利用料金も午前、午後、夜間ということで4分の1ということで設定されます。

教育長	4時間だと2時間で終わって、空いているのになぜ貸してくれないと かって言ういろいろ話がありまして、単位時間を変えたところであり ます。
若見委員	はい。使用料について減免申請しますというところがあるんですけ れども、これっていうのはどれぐらい減免していただけるものなんで すか。
センター 長	社会教育団体につきましては、これまで通り100分の100。あと各団 体法人等の単位で50%とか、団体制度によりまして減免率を変えており ますが、今回社会教育団体につきましては、減免率100%ということで3 年間いろいろ検討していくということになっています。 基本的には今までと変わらない変わらず、変わることなく、今教育 長もおっしゃいました、せっかく9時から11時、1時から1時まで時間、 午前中だと今まで9時1時から1時までだったもんですから、いろんなこ とも含めまして、今回時間貸しということになったものです。
若見委員	この私立幼稚園保育園、中学校高等学校というのは、これも100分の 100という形で認識していいんですか。
センター 長	はい。私立のはここで100分の100ではなくてお金をいただいてたは ずですので、お声としては、私立も同じ大崎市の子供ってどうなんだ ということは承っておりますのでそこは今後とも検討させていただ ければと思っておりました。 私立は、50%ですね。
若見委員	できれば少し考慮していただけたら嬉しいなと思いました。よろし くお願いします。
教育長	少し考慮しての50%だと思います。 よろしいでしょうか。
教育長	はい。それでは、他に異議なしということで、原案のとおり決定い たします。
教育長	次に、日程第10 議案第13号 「大崎市図書館管理運営規則の 一部を改正する規則」を議題といたします。
	図書館長 説明願います。
図書館長	はい。それでは私からは議案第13号、大崎市図書館管理運営規則の 一部を改正する規則についてご説明いたします。33ページから40ペー ジと資料の9ページの例規制定改廃概要書っていうのをご覧いただけれ ばと思います。 この度の改正は、大崎市図書館条例の一部改正に伴い本規則に定め られた様式の一部を修正するものでございます。 あわせて図書館の他設備の使用料につきましても、使用料をいただ く部分の一部を改めるものでございます。図書館の複合施設の研修室 の1から5、多目的ホールの利用時間につきましては、これまで先ほど の地域交流センターと同じく、午前午後夜間の使用区分となっております でしたが、大崎市図書館条例の一部改正に伴いまして、令和6年4月1日 から1時間単位の利用時間に変更となります。

<p>教育長</p>	<p>このことから利用許可申請書などの各様式の当該部分の表記の修正を行うとともに、貸館の実態に合わせた文言等所要の改正を行います。</p> <p>また、公民館等の運用に合わせまして、利用許可に係る申請および決定通知書利用許可変更取り消しとか申請書および許可書の様式を統合いたしまして、様式の統合に際し削除となったものの様式番号を繰り上げるものとしたします。</p> <p>さらに、付帯設備の使用料の区分、これまで部屋の利用時間の午前午後夜間の部分で設定していた部分がありましたので、その区分がなくなったために、設備の種類ごとの、今までスポットライトとピアノ、1回、午前午後夜間の1回ずつの料金をもらっていたものを今度はそのような区分がなくなりましたので、そして展示パネルの部分は1日という形でその部分貸しで貸していたものですから、今度は全部の区分がなくなるというということで、全てを1回ということにするものでございます。</p> <p>なお、この規則の施行期日は令和6年4月1日といたします。ご審議の上ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>はい。この件について何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは質疑がなければ、ご異議なしと認めまして、原案の通り決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>教育長</p>	<p>次に、日程を追加しまして、追加議案として、日程第11 議案第14号「大崎市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>生涯学習課長 説明願います。</p> <p>追加で提案いたしました議案第14号「大崎市スポーツ推進委員」の委嘱について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>大崎市スポーツ推進委員につきましては、本市で規則を定めておりまして、任期が2年となっております。現在の委員が令和6年3月31日までの任期となっております。現在81名の方にご報告申し上げ、各地域、または市主催の各種スポーツ大会等でご活躍をいただいております。規則によります定数は100名以内としてございますが、各地域より今般新任の方14名、再任の方67名の合計81名の方の推薦をいただきまして、資料の通り、名簿の通り委嘱いたしまして、本市のスポーツ振興にご尽力いただきたいと考えております。任期は令和8年3月31日までの期間となります。</p> <p>ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。この件につきまして何か質疑はございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。はい。それでは本案につきましては、ご異議なしと認めまして、原案の通り決定させていただきます。ありがとうございます。</p>

教育長	<p>次に、報告事項ですが、</p> <p>報告事項（５）「教育委員会メッセージ～学校の働き方改革の推進にあたって～」につきましては、調整が必要となることから取り下げてさせていただくことをご了承願いたいと思います。</p>
教育長	<p>まず初めに、（１）「令和6年度学校教育の重点と努力点について」の報告をお願いします。</p> <p>学校教育課副参事 報告願います。</p>
副参事	<p>はい。私から令和6年度学校教育の重点と努力点について報告をさせていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、昨年度行われました総合教育会議の中での「大崎市の教育」それを踏まえたところで、今年度、来年度につきまの学校教育の重点取り組みを定めたものでございます。</p> <p>内容といたしましては、（１）から（５）までございまして、特に（２）学力向上に関わる学校作りの部分、また（３）いじめの根絶に向けた相談指導體制の確立、また４の不登校児童生徒への相談体制、また学習支援の充実といったものは、昨年度に引き続き重点としたいと考えております。</p> <p>今回新たに、昨年度と変更した点といたしましては、４番のたくましく生きるための健康体力を培う園学校作りの４になります。</p> <p>こちらにつきましては今年度より開催させていただいております、長なわとび大会。またこれまで取り組んでおります、おおさき幼稚園学校メグリンピック、こちらを両方等の活用を図り、そして運動意欲の向上や大崎市のスポーツの推進といったところを示したものでございます。</p> <p>令和6年度の重点事項としてこのような形で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
教育長	<p>はい。この件についての質問はございませんか。</p>
青沼委員	<p>はい。ただ、前からちょっと話したんですが学力向上策も含めてこういうのを出したときには、前のものの精査をしっかりとしないといけないっていうのは言ったと思うので、メグリンピックの状況はどうなのかは今日は問いませんがけれどもそれもやっぱり、実績として、何人の子供がこれを到達してるよっていうようなところも、もし無くしていけないのであればあるべきと思います。</p> <p>それからもう一つやっぱり次から次へとなったときに、これが果たしてどうなんだろうと学校現場の負担にならないのか、いや、働き方改革とあまりリンクさせたくはないんだけど、そういうあたりも配慮しながら、教育委員会としては難しいとは思いますが、子供たちの健全育成、健康のためにということとやることについてはある程度のことは出さなきゃいけないと思うので、その辺今後気をつけていきたいもんだなというふうに感じてましたので、よろしく願いしたいと思います。</p>
副参事	<p>はい。今年度のメグリンピックの子供たちが達成したという人数につきましては、詳しい数値まではお答えできないんですが、1400人程度表彰を受けております。</p>

実は昨年度と比較してちょっと若干減少しておりました。こちらおそらくやはり児童数の減少に伴うものが大きいのかなという点とメグリンピックの活用というところもありますが、各校でも独自に様々なカード等を利用して、子供たちの体力向上を図っているところもあるというふうに認識しているところでございます。

教育長

はい。付けたしますと、メグリンピックは主として、幼稚園、小学校低学年が主で行われているようです。そして高学年は4年生以上になると、やっぱり長縄跳びの方が効果が高くて、みんな集中して校庭で取り組んでいたり、それから小学校の先生も一緒に入っていますので、何て言ったらいいんですかね、雰囲気の良い取り組みの一つでやっていますので、負担感は今のところ学校からは上がっているものではないです。  
なお、気をつけながら政策展開をしてみたいと思っております。

教育長

ただいまの件につきまして、質問はありませんか。

教育長

なければ、本案については了といたします。

次に、(2)「チャレンジday」の実施についての報告をお願いします。

教育部参事 報告願います。

参事

はい。チャレンジdayについてご報告いたします。

本件につきましては前回の教育委員会定例会において、皆様のご意見、ご助言を頂戴し、改めて事務局改定案を提示させていただくものでございます。

大きな変更点といたしましては、大きな2番目の目的のところになります。子供たちの成長を目指すところを示しているところになります。こちらにつきましては、特に大きな変更点はございません。

ただし、これまで併記しておりました学校では、以降の箱書きになっているところ、こちらについては、内容等を変更しているところでございます。

まず一つ目の学校ではということではこれまで教師主体の視点で書かれておりましたが、内容は、教師の本事業の関わりについて、そして子供たちの支援について、内容を変更しているところでございます。

次の家庭ではということ、こちらについては新たに設けた項目になっているところ、こちらについては新たに設けた項目になっているところ、こちらについては、内容等を変更しているところでございます。

家庭や地域の取り組むべき内容や目標を示しているところ、こちらについては、内容等を変更しているところでございます。

特にこちらの方では、子供の夢や目標に耳を傾け、子供たちが様々な人との関わりや体験を通して、健やかで心豊かな人間として育ち、生き生きとたくましく成長できるよう、保護者や地域社会が一体となって子供たちを育む環境を築いていくというふうにさせていただいております。

次に大きな3番目事業内容(3)につきましましては、二つ目のぼつのところになります。子供たちや夢や目標を持って、1人1人の興味や関心に合った学びを行うということ新たに盛り込んだところがございます。

また、大きな5番でその他といたしまして令和6年度は本事業の試行期間として実施していくことというふうに明記したところがございます。

現在各公民館等を中心にですねこの事業について準備をしていただいているところがございますが、課題としては地域ごとにですね、様々ございます。

大きな共通のところといたしましては、子供たちの参加する際の交通手段、そこから参加してからの、うちに帰る手段についてですね、挙げられているところです。オンラインを活用することでありますとか、公民館と活用するだけではなく、学校の体育施設等も活用視野に入れながら、より多くの子供たちが参加できるような体制作りを進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

教育長 ただいまの件につきまして、質問はありませんか。

青沼委員 前回からだいぶ修正されたということで評価したいなというふうに思っていました。

ただ、小さな点でいろいろまだ改善の余地があったときにですね、確認ですがこれは保護者宛に持たすということでしょうか、それでもちょっともしないということでしょうか。

菅原参事 はい。本日お示しさせていただきましたものは要項という形でございます。このままお示しすることはございませんけれども、保護者向けに、わかりやすくまとめたもので改めて通知したいと思います。

あともう1枚資料の方を提示しておりましたカラーのものになっております。こちらもお付けしながら具体的に子供たちがどのような過ごし方をするのかということ周知していきたいというふうに考えるところでございます。

教育長 ありがとうございます。はい、よろしいでしょうか。

はい、それでは本案については了とさせていただきます。

教育長 次に、(3)大崎市教育委員会「教職員の働き方改革に関する取組方針」第3次案、(4)宮城県教育委員会「教職員の働き方改革に関する取組方針」(令和5～9年度)についての報告をお願いします。

学校教育課副参事 報告願います。

副参事 はい。私からは、(3)大崎市教育委員会の教職員の働き方改革に関する取り組み方針について説明させていただきます。

こちらの作成にあたっては、(4)の宮城県教育委員会から出されている取り組み方針、令和5～9年度を踏まえまして作成したものでございましたので、3と4と一括して関連させながらご報告をさせていただきます。

学校の教職員の働き方改革につきましては、ウェルビーイングあるいはワークライフバランス等の概念が一般的なものとなっている。そういった社会全体としての働き方改革が進んでいる中において学校現場はおきましては、多忙解消、業務改善といったところが進められていく、そこが求められている状況となっておりますのでございます。

宮城県教育委員会におきましては平成31年にこの取り組み方針を初めに策定し、数回の改定をされているものでございます。

学習指導要領の目標を達成するためには、学校における働き方改革が喫緊の課題であるという認識のもとに、働き方改革の目的、目標、取り組みの柱を明確に定めたものでございました。

本市の取り組み方針におきましては、令和6年度から令和9年度までの4年間というふうにさせていただいております。

策定にあたってのところでございますが、趣旨目的につきましては、教職員の働きやすい環境の整備に努めるとともに、学校体制としてそういった意識を教職員1人1人に調整させていく、そういったところが必要というふうに考えておるところでございます。

働き方改革の目的につきましては、三つの目的を掲げさせていただいております。ワークライフバランスのとれた生活の実現とやりがいを持てる職場環境の整備、学習指導要領の改訂、新たな形を課題等への適切に対応できる学校体制の構築、そして最後に子供と向き合う時間の確保と学校教育の質の向上、維持向上といったところでございます。

現状といたしましては、80時間を超える教職員が、令和4年度の調査で、本市では小学校で7.3%、中学校で34.5%依然としているところでございます。

こちらにつきましては前回掲げた令和3年度まではゼロにするという目標が以前達成されていないのが現状でございます。

この度の調査におきましても、未だ80時間超えの先生がまだいらっしゃるというところで、この数値の目標といたしましては、令和9年度までにゼロにするという目標を立てているところでございます。

こちらにつきましては、県で示されている取り組み方針と同じように設定したものでございました。

目標といたしましては、長時間勤務の仕組み、生活仕事し、いたしましては、正規の時間外の在校時間といたしておるところでございます。

続いて、取り組みの柱についてでございますが、四つの柱を組み合わせと推進として掲げさせていただきました。

前回の方針と異なる点としましては、来年度、校務支援システムの導入というところの実施というところで、客観的な手法での在校時間の把握、そしてICTを活用した業務改善、事務負担軽減を図るというところを掲げさせていただいております。

その他、学校閉庁日の設定、また年末年始の完全業務停止、行事等の自粛、緊急連絡手段体制の構築、部活動に係る公式大会の自粛、削減要請といったところを挙げさせていただいております。

また部活動につきましても、適正な時間の設定といたしまして、令和2年度にガイドラインを策定しておりますので、そちらを踏まえた設定を取り組み方針にも進めさせていただいております。

また子供と向き合う時間の確保の取り組みの業務縮減ところにつきましても、特に地域人材等のボランティアを活用した学習支援活動支援を行うというところを設定しております。

最後にその他といたしましては、学校事務共同実施の推進、学校徴収金会計の適正化、事務処理のマニュアル化の推進、そして教員を対象とした研修の最適化といったところを挙げさせていただいております。

このようなところで取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。私からは以上です。

教育長

はい、ありがとうございました。ただいまの件につきまして、質問はありませんか。

青沼委員

先ほども協議会のときも考えていて今ちょっと悩んでますが、国からの政策があって、県に作ったものを受けて、市でつくるという方針としてはそういう流れと一般性があるんだけど、県のを細かく見ると、たくさんありますね。夏季休業一定期間、仕事をしないとかいろんなこと書いてます。大崎市のものはそこまでは書いていないんだけど、セイトゥーではなくて、大崎市教育委員会として大崎市の働く人たちや教員たちを含めて現場へ何を伝えていったらいいかは、これをもっていいのかなっていうふうに今感じてます。

これを見たときに、現場の人たちが本当に、簡単に言えば例えばさっきシステム化されて、タイムカードを使うとか何でもいいんですけども、そういう問題ではない。

教員やってる人、何人かいましたからわかると思うんですけども、実際の多忙感ってのはそこからくるのではないのではないかと私は思ってるのですが、皆さんもすごくわかっていると思うので、そこをどうするか。

この改革を実際に型通りやったために、ある一部に負担が行くって

いう可能性もあるかなっていうような懸念してるところもあるんです。

学校現場の多忙化のところでも、今まで通り私は5時になったら帰りますっていう方がいらっしゃれば、それを仕事が残っていても、何もという人もいれば、それを超えてやってる人もいるという現実について、教職員の意識改革として、5時までです、というふうにできるかというところ、できないような気がするんです。

そうすると、もうシステム的にやれない人とやれる人違いになってしまう。

これは今、学校だけじゃなくて、行政の教育委員会内部でも同じではないかなと、働いてるもの。それが、本来は権利だからいいんですよって言って、いいのかなっていうところがあります。

ですから、私が申し上げたいのは、国から来ました、県から来ました、働き方改革きました。その型通りのことだけを出して、これはおそらく内部の職員に確実に出す必要がありますから、わかっただけでいいことになると思うので、それで果たしてこの働き方改革の本質が改革されるのかなっていう懸念があるということだけ意見として申し上げておきたい。大事なところでもあります。

そこだけお願いします。これ意見としてだけ記録してください。

はい、以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。

なかなかこの働き方改革については、意識の問題と実際の仕事量と具体的な取り組みとなかなか難しいところではあると思います。

早坂委員

私もこの働き方改革、非常に重要だと思っています。多分一般企業も自治体も変わらないと思うんですけど、結局何かを足すことってのは比較的反対意見出づらいんですけど、引くことっていうのはやっぱりリスクだと思いますよね。だから今回のチャレンジでも非常にいい取り組みだと思うんですけども、やっぱり何か引くときには、どうしてもネガティブチェックで、なかなかストップがかかってしまっているときに、やっぱりそこら辺のこの最終的にこの上がってきた改革案をどうリスクを取るのかっていうところが非常に大事なんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、何かこの教育委員会とこの定例会を含めて全員で、何か現場から上がってきた改善案みたいなものをぜひ聞いてみたいなっていう。私なんか特に教員経験がないので本当にさっきその青沼さんがおっしゃったように、私から見たらよくわかんない世界なんですよ。

特に中学校の残業時間が非常に多くて、これその業務のそのやり方の問題なのか、そもそも人手が足りてなくて、予算の問題なのか、その辺もちょっとやっぱり僕らもネガティブチェックばかりしてるだけじゃなくて、何か一步踏み込んでアイデア出したりとか、何か応援したりとか、そういうことも何かしたいなと思いますので、ぜひ何か、こういったその現場からの意見が少し上がってきたらですね、それも含めてこの会議の中で共有して、教育委員の方たちとしても、何か残業が減っていくようなバックアップで、多少リスクのある取り組みでもやってかなきゃいけないと思うんですね。

それも含めて、何かこの全体で、何かリスクを取っていくような形で推進していければいいのかなというふうには思いました。

堀委員

働き方改革ってこう言われて時間を減らせばっていうイメージではなく私の場合、人として働いてる先生たちをもっとリスペクトしていくような、そういう雰囲気はずっとかけてきて、何か起きると、大きな間違いがあったかのような報道のされ方をするとか、何ともこのもどかしいのしょっちゅう耳にするんですね。

完璧ではない大人だし、あの経験を積まなければ、ちょうどいい経験を積んだ頃にはもう定年を迎えるくらいの年になっているし、家庭的にも社会的にも、昔は暗黙の了解の中で先生のごことはよく言うことを聞きなさいとか、それから、どここの大学を出てるから頭がいいとか、いろんなことで先生をもっと敬うような風潮があったんですけど、今は下手すると対等かそれ以下みたいな。

そういう場面も時々耳にするとね、これって働き方改革の時間を減らすことが先生たちにとって本当に求めていることなんだろうかっていうふうにきちっとやったことをちゃんと評価して欲しかったり、時間を減らしたいのではなく、やりたいからこそ、職業として選んでその場に行って、それをちゃんと評価して欲しいっていうか。なんかもうちょっと根本のそういう部分をどこかで話し合ったり、あるいは子供たちは年間を通して表彰されたり、いろんなことでそういう場面があるのに、先生たちにはあまりないというか、この前の1年間を通しての研究授業を聞いたときに、あの発表を聞いたときに若い先生たちがどれほどの時間をやりくりして、どれほどの授業の中で迷ったり、あの手この手で自分のその目的とするところをこう捉えていくかっていうのをすごくやられてるっていう、ああいう場面をもっと高く評価して差し上げるような、そういったような教育委員会全体の取り組みもあってもいいのじゃないのかなっていうふうに思ったんですね。

なかなかその評価するのは難しいとは思いますが、その減らしていく減らしていくでも中には、時間かかったとしても、これやりたい、やってみたい、トライしたいっていう人もいると思うんです。

だから、働き方改革で時間減らす、何をする、こうするっていうのをどんどんどんどん進めていくと、本来のやりたい部分までそり削ぎ落としてしまってるようなそんなイメージもあるので、あまり時間とかそういったことをやらなければいけないけれども、もっと根本を捉えた上でやっていくような、そういう姿勢っていうか、共通認識っていうんですかね、教育委員会の中でそれは話し合う場面もあっていいのかなっていう。それこそあの若い先生たちが離職をしない方向に先の教育委員会っていうか先の学校に行くと、これだけのやりがいが見られるっていうふうなそういったもののバックアップに繋がるかなってちょっと印象として思いました。

教育長

はい、ありがとうございました。

若見委員

はい。私はこの学校の働き方改革については、皆さんとちょっと意見が違くて、先生も人である私なんていうのはあの会社を経営していて、労基が来ていろんなことを言われていくんです。タイムカードをつけなさい、年間20日の有給を取りなさい、これを批判してはいけませんということを毎年毎年カレンダーに丸をつけて毎年毎年慰労基へ提出するっていうことをやっていて、年々こういう働き方が厳しくなっていくんです。

これ民間と同じようにやっぱり教師であってもやはりきちっと進めたいいけないことなんではないのかなというふうに私は思っていて、日本全国がこのように進んでいるのであれば、本当にこれはこれとしてきちっとして働き方としては、日本ではこういうされてますよっていうことで、民間も先生も一緒に歩んでいかなきゃいけない道なのかなっていうふうにはちょっと思っています。

なので、堀さんとか皆さんおっしゃったように、先生としてはこういうやり方をの理想論はあるんだけど、実際は先生も人である、働いているものである。そこには家族もいるっていうことで、これは早足で進めていくことなのかなというふうに私は感じています。以上です。

<p>教育長</p>	<p>はい、ありがとうございました。      今後の教育委員会でも、少し話題にしながら、あるいは先生方の実態と考えもお知らせをしながら本案については了とさせていただきながら進めていきますけれど、次年度の私達の課題としても、少し意見交換をさせていただければと思っております。できるだけ学校訪問の機会も多くしたいと思っておりますので、現場も直接見ていただきながら、またご意見を頂戴できればと思っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ということで本案については了としながら、今後の課題として取り組んでまいりたいと思っております。      本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和        年        月        日</p> <p style="text-align: center;">_____      教 育 長</p> <p style="text-align: center;">_____      署名委員</p>